

佐世保市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する建設工事の請負契約に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し、施行令、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）及び佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱（以下「契約事務要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札により市が発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が3千5百万円以上であるものとする。ただし、建築一式工事にあつては設計金額が6千万円以上であるものとする。

2 その他制限付き一般競争入札の適否について特に市長が認めるものについては、前項の規定によらず発注することができる。

(入札参加者の資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加することができる者の資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 佐世保市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置又は佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 第5条の規定による入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）を配置できる者。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、入札参加申請書の提出日を含め連続して3箇月以上の雇用関係にあること。
- (6) 当市の定める対象工事の等級格付けの要件を満たす者又は契約事務要綱第3条に規定する当該工種の総合点数が対象工事を考慮して市長が定める数値以上又は数値の範囲内にある者であること。
- (7) 対象工事の性質又は目的を考慮して市長が必要と認める営業所等の所在地の要件を満たしている者であること。
- (8) 公告日から3ヶ月以内に佐世保市から当該工種における工事成績評定点65点未満の通知を受けた者でないこと。

- (9) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
- (10) 下請代金等の未払いに関して、市長が別に定める要件に該当し入札参加規制の通知を受けている者でないこと。
- (11) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

（資格要件等の指定）

第4条 前2条にかかる事項は、佐世保市競争入札業者選定等審査委員会の議を経て、市長が指定するものとする。

（入札参加の申込）

第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という）は、規則第161条の規定による公告（以下「公告」という。）において指定する日までに、入札参加資格申請書（様式第1号）及びその添付書類を市長に提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（確認結果の通知）

第6条 前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を当該申請者に文書により通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第7条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者が、入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第3条各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 入札参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
 - (3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。
- 2 入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、当該参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

（入札の中止）

第8条 入札に参加しようとする入札参加資格者が2人未満の場合は、入札を中止することができる。

（契約の手続き）

第9条 契約の手続きについては、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱の規定によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に平成18年6月1日以前から雇用関係にある技術者は、この要綱の施行の日から2箇月の間に行う入札参加申請にあつては、第3条第5号に規定する技術者とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。